

平成30年4月より、本年度の
屋外喫煙所の助成金が始動！
※昨年より一部内容が変更しています

厚生労働省 受動喫煙防止対策助成金

UCHIDA YOKO Relation Center

申請業務から
ご相談ください！

最大 **100万円** 助成



受動喫煙防止対策助成金の概要

POINT 1 対象事業主

すべての業種の中小企業が対象

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、中小企業事業主であること

POINT 2 助成対象

- ①一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- ②一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置に必要な経費
- ③喫煙室、屋外喫煙所以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置などの措置に必要な経費（宿泊業・飲食業のみ）

POINT 3

助成率・助成額

喫煙室の設置などに関わる経費のうち、
工事・設備費・備品費・機械装置費などの**2分の1**を助成
最大**100万円**助成！

※飲食店は3分の2を助成



交付対象

- 1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
 - 2) 次の表のいずれかに該当する中小企業事業主であること
- ※①②いずれかに該当していること

業種		①常時雇用する労働者数	②資本金
小売業	小売業/飲食店/配達飲食サービス業	50人以下	5000万円以下
サービス業	物品賃貸業/宿泊業/娯楽業/医療/福祉 複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他業種	農業/林業/漁業/建設業/製造業/運輸業/金融業/保険業など	300人以下	3億円以下

- 3) 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、措置を講じる区域以外を記念とする事業主に該当していること



喫煙所の要件①

屋外喫煙所/すべての業種の中小企業が対象

- 1 直近の建物の出入り口等において、浮遊粉じん濃度が増加しないこと
- 2 煙を浄化してから排出し、粉じん濃度の増加を防ぐ（空気清浄機）





喫煙所の要件②

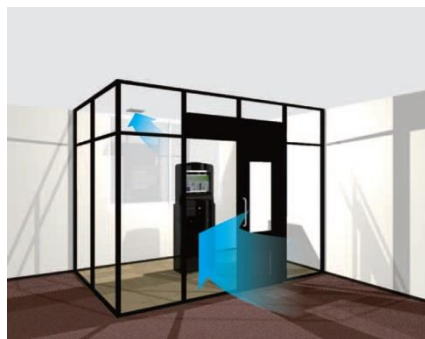
喫煙室/すべての業種の中小企業が対象

1 換気をする

喫煙室の入り口において（開口時）喫煙室内に向かう風速が**0.2 m/s**以上となるよう設計されていること
 ※すでに設置している喫煙室も本要件を満たすために改修を行う場合、交付対象に含まれます。
 ※すでに用件の排気量を満たしている場合は、助成対象になりません。

2 喫煙室の環境改善

機械装置費「**空気清浄機**」「**エアカーテン**」は、喫煙室の環境を改善する**付帯設備**として認められます。



喫煙席のポイント



1 喫煙室入口で室内に向かう風速が**0.2 m/s**以上になる設計

2 煙を禁煙エリアに漏らさない（パーティション、エアカーテン、空気清浄機）

喫煙室のポイント



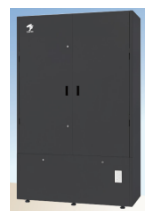
1 喫煙区域の粉じん濃度が、**0.15 mg/m³**以下 又は喫煙席数 × **70.3 m³/h**の換気量

2 煙を禁煙エリアに漏らさない（パーティション、エアカーテン、空気清浄機）

SOLUTION



エアカーテン



空気清浄機

パーティションで喫煙ブース



排気設備

※商品紹介チラシは別紙をご参照ください



助成率、助成額

(1) この助成金の交付は事業場単位とし、1事業当たり1回とします

(2) この助成金の交付額は、下記の通りです。

上限額：100万円 助成率：喫煙室設置にかかる経費2分の1

助成対象経費：喫煙室の設備などにかかる経費のうち、工費・設備費・備品費・機械装置費など

(3) 助成対象経費として認められるのは、喫煙室要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものとします。

(4) 喫煙室の単位面積あたりの助成対象経費に上限が設けられています。

喫煙室、屋外喫煙所の設置・改修 → 60万円/㎡

換気装置の設置など → 40万円/㎡（※飲食店のみ）

たとえば、4㎡の喫煙室の場合、合理的な理由が認められない限り、助成対象経費として4㎡×60万円/㎡=240万円までしか認められません。

助成率は1/2であり、上限額は100万円なので、助成金の交付は100万円となります。

内田洋行

リレーションセンター

〒104-0033 東京都中央区新川2-3-9

TEL：03-3555-4794 FAX：03-6222-8268

mail:ml-relacen@uchida.co.jp